

※ 利用料金は、①『サービスの提供に要する費用』 ②『生活費』 ③『居住に要する費用』

	対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費②	居住に要する費用	= † (1)+2+3
1	1,500,000円以下	10,000		40,400	97,340
2	1,500,001円~1,600,000円	13,100			10 <mark>0,44</mark> 0
3	1,600,001円~1,700,000円	16,200			10 <mark>3,540</mark>
4	1,700,001円~1,800,000円	19,200			106,540
5	1,800,001円~1,900,000円	22,300			109,640
6	1,900,001円~2,000,000円	25,300			112,640
7	2,000,001円~2,100,000円	30,300	46,940		117,640
8	2,100,001円~2,200,000円	35,500			122,840
9	2,200,001円~2,300,000円	40,500			127,840
10	2,300,001円~2,400,000円	4 <mark>5,600</mark>			132,940
11	2,400,001円~2,500,000円	50,700			138,040
12	2,500,001円~2,600,000円	57,800			145,140
13	2,600,001円~	64,600			151,940

- ※ 上記料金表は一般的な居室の金額。一部居室は、日当たりにより3,000円減額した料金となります。
 - ※ 1、上記利用料金の他に自室で使用した電気、水道、電話等の料金は自己負担となります。
 - 2、11月から3月まで、冬期加算(暖房費)として、5,410円は自己負担となります。
 - 3、『サービスの提供に要する費用』は対象収入額に応じて負担額が変わります。
 - 4、『対象収入』とは、前年(1月から12月)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費の必要経費を控除した後の収入をいいます。
 - 5、上記利用料金のうち、『サービスの提供に要する費用』、『生活<mark>費』及び『冬期加算</mark>(暖房費)』は、 仙台市の定めた額を上限としており、仙台市の基準が改定された<mark>場合は徴収額が変更さ</mark>れますので、ご 承知おき下さい。